

第2回「民事調停セミナー」と「無料相談会」の御案内

民事調停制度は、金銭トラブルや交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

この度、民事調停制度の概要と、近隣トラブルについて、その対処方法を分かりやすく説明するセミナーを開催します。

令和7年12月11日（木）

受講料・相談料は無料です

【第1部】民事調停セミナー

◆時 間 13:30～14:45（受付・開場 13:00～）

◆内 容 ① 「民事調停はトラブル解決のお手伝い」

講師：京都簡易裁判所職員

② 「近隣トラブルについて」

講師：弁護士 後藤 真孝（ごとう まさたか）氏

◆定 員 先着30名

※ 申込方法は裏面を御覧ください。

【第2部】無料相談会 <民事調停セミナー終了後に開催します。>

家賃の値上げ等の賃貸借関連トラブルをはじめ、金銭トラブルや近隣関係など身近なトラブル（ただし、離婚や相続など、家庭内の問題は除きます。）について、京都民事調停協会の調停委員（弁護士を含む。）が御相談に応じます。

◆時 間 15:00～17:00

◆受 付 13:00～13:30、15:00～16:30

◆定 員 先着12組（1組当たり30分程度）

◆申込方法 当日先着順

場所 中京区総合庁舎 4階 第2会議室

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る

西三坊堀川町521番地

（地下鉄二条城前駅下車徒歩3分又は市バス堀川御池下車すぐ）

※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。



◆申込期間 令和7年11月20日（木）～12月5日（金）

◆申込方法 参加希望者は、FAX又はホームページの送信フォームから、氏名及び電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

◆申込先 京都市消費生活総合センター

FAX 075-366-2259

※送信間違いがないよう御注意ください。

ホームページ 送信フォームを御利用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000344558.html>



こちらから
アクセス
できます！

※ 先着 30 名となっていますので、定員に達した場合、申込みをお断りすることがあります。

～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～

宛 先：京都市消費生活総合センター（問合せ先：075-366-2250）

FAX：075-366-2259

* 本用紙に必要な項目を記入後、FAXしてください。

京都民事調停協会による「民事調停セミナー」

FAX用申込用紙

（申し込み期間 11月20日～12月5日）

次のとおり「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』」を申し込みます。

参加者氏名	ふりがな -----
電話番号 (連絡先)	

* 本用紙に記入いただいた個人情報は、「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』及び『無料相談会』」に関すること以外に使用することはありません。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等



京都市消費生活総合センター
令和7年10月発行
京都市印刷物第071472号